

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月28日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主排気ダクトトレンチ内ストームドレンサンプポンプ(A)出口側逆止弁に不良(逆流)が認められたため、当該逆止弁を補修。	D	
2	2号機	主排気ダクトトレンチ内ストームドレンサンプポンプ(B)出口側逆止弁に不良(逆流)が認められたため、当該逆止弁を補修。	D	
3	3号機	給水加熱器伝熱管の渦流探傷検査において、減肉(第1給水加熱器(B):3本、第2給水加熱器(B):11本)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓取付。	D	
4	3号機	タービン建屋搬入口の物品搬出の汚染確認測定において、汚染物品(バケツ1個:2.4Bq/cm ²)が確認されたため、当該物品を汚染管理区域に移動。	C	
5	3号機	主要制御系機能検査(再循環流量制御装置操作端組合せ検査)の検査前準備において、制御器が切替(「手動」「自動」)できないことが認められたため、検査を中断。	B	・H20年11月7日再審議にてグレード変更「C」→「B」
6	3号機	外側主蒸気隔離弁漏洩率検査(内側主蒸気隔離弁側と当該弁側に圧力をかけて、当該弁側の圧力変動値により計算)において、内側主蒸気隔離弁側の圧力低下(検査条件を満たさない)が認められたため、検査を中断。	B	
7	4号機	タービン建屋ストームドレンサンプ(A)ポンプ(C)電動機点検において、軸受ケースに摩耗が認められたため、対応検討。(軸受と軸受ケースの嵌め合い管理値に問題なし)	対象外	
8	4号機	チャコール建屋高電導度廃液サンプポンプ(A)電動機点検において、カップリングに摩耗が認められたため、対応検討。	D	
9	4号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系熱交換器(A,B)の点検実績を確認したところ、第15回定検(前回定検)の点検仕様が点検計画と相違(本格点検すべきところを簡易点検実施)していたことが認められたため、対応検討。	C	
10	4号機	所内用・計装用空気圧縮機室空調機(B)において、軸受部に異音(カラカラ音)が認められたため、当該空調機を点検。	D	
11	その他	木戸川取水ポンプ(A)点検において、ポンプ軸に摩耗が認められたため、対応検討。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	その他	木戸川取水ポンプ(A)点検において、ポンプ保護管に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
13	その他	木戸川取水設備点検において、取水ポンプ(A)出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353